

横手労働基準監督署発表
令和4年5月12日

【照会先】
横手労働基準監督署
署長 山中 康久
監督・安衛課長 佐藤 永史
(電話) 0182-32-3111

報道関係者 各位

建設業における労働災害防止等講習会の実施について (石綿障害予防規則の取り扱いが一部改正されました)

横手労働基準監督署(署長 山中康久)は、建設業における労働災害防止を目的とした講習会を下記により実施します。

◆講習会の目的

横手労働基準監督署において、令和4年度の建設事業場に対する労働災害防止講習会を開催することといたしました。

令和3年における管内の建設業に係る労働災害の被災者数は39人であり、前年比で3人増加しております。労働災害の傾向として、高所からの墜落災害が目立っていることから、当講習会においては、墜落災害防止を含めた労働災害防止対策の説明を行います。

また、石綿障害予防規則等の改正に伴い、一定規模以上の解体工事等について石綿の使用の有無の調査(事前調査)結果を所轄の労働基準監督署あて報告することが令和4年4月1日より義務化されており、報告時の注意事項や、よくある質問等について説明をいたします。

◆講習会の概要

- ・日時：令和4年5月18日(水)14時～16時頃まで
- ・場所：平鹿農村環境改善センター 多目的ホール1(横手市平鹿町浅舞字覚町後140)
- ・対象：一般社団法人平鹿建設業協会、一般社団法人雄勝建設業協会の会員事業場
- ・内容：建設現場における労働災害防止対策について
石綿障害予防規則の改正について(石綿事前調査結果報告を含む。)
- ・主催：横手労働基準監督署

◆お問合せ先

横手労働基準監督署 監督・安衛課(担当：佐々木)
〒013-0033 横手市旭川1丁目2-23
TEL：0182-32-3111 FAX：0182-32-3132

報道機関の皆様には、労働災害防止に向けた取り組みについて、関係者をはじめ県民に広く浸透するよう、取材・報道をお願いします。